

## 警報発令及び交通機関ストライキの場合の取扱 ～授業・教室利用について～

関西方面（阪神、播磨南東部、北播丹波、大阪市、北大阪、東部大阪、南河内、泉州のいずれか）に「暴風警報」が発令された場合、および阪急電鉄ストライキの場合の、授業・試験、教室利用に関しては、以下のとおり取扱いますのでご注意ください。

1. 暴風警報が発令された場合、および阪急電鉄ストライキの場合は、臨時閉館とし、授業・教室利用は中止します。  
既に開始している授業・教室利用については、速やかに終了とします。
2. 暴風警報、および阪急電鉄ストライキが解除された場合には、解除された時間によって、以下のとおり、取り扱います。

解除時刻	授業	教室利用
5時までに解除	1限から開始	通常通り利用可能
7時までに解除	2限から開始	10時30分から利用可能
10時までに解除	3限から開始	13時から利用可能
10時以降、12時までに解除	6限から開始	15時から利用可能
〃 14時まで解除		18時から利用可能
14時以降、16時までに解除	全日休講	終日、閉館
16時の時点で解除されていない場合		